

つくば市監査公表第1号

平成31年1月8日

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 滝口 隆一

地方自治法第199条第1項及び第4項に規定する監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その監査の結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

第2 監査の対象

〔生活環境部〕

下水道管理課、下水道整備課

〔教育局〕

教育総務課、学務課、教育施設課、健康教育課、教育指導課、特別支援教育

推進室、生涯学習推進課、文化財課

〔出先機関〕

大穂窓口センター、筑波窓口センター、大穂相談センター、筑波相談センター、大穂交流センター、筑波交流センター、働く婦人の家、大穂保健センター、健康増進施設いきいきプラザ、大穂保育所、小田保育所、沼田保育所、小田児童館、筑波ふれあいの里、クリーンセンター、大穂学校給食センター、筑波学校給食センター、中央消防署桜分署、北消防署、北消防署筑波分署、オンブズマン事務局

〔教育機関〕

大穂幼稚園、筑波幼稚園、大曾根小学校、要小学校、大穂中学校、教育相談センター、総合教育研究所

第3 監査の期間及び実施場所

平成30年8月24日から平成30年12月25日まで

庁内、各出先機関及び教育機関

第4 監査の範囲

平成30年4月1日から監査委員監査執行日までのつくば市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

第5 監査方法

財務に関する事務が関係法令及び予算に基づき適正に執行されているか、また事務、事業が効率的・効果的に執行されているかなどについて監査を実施した。

監査に当たっては、抽出により関係書類等を検査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

また、つくば市の予算及び決算に係る関係法令が適用される「公金」ではない

が、業務関係上、職員が出納保管をしている「公金外現金」が生じる事務があることから、当該事務が適正に執行されるよう公金外現金の取扱いについても監査の対象とした。

第6 監査の主な着眼点

1 歳入関係

- (1) 調定の時期、手続等は適正か。
- (2) 納入の通知は適正に行われているか。
- (3) 領収証書綴、現金出納簿の取扱いは適正に行われているか。

2 歳出関係

- (1) 違法、不当、不経済な支出はないか。
- (2) 流用の時期、手続は適正か。
- (3) 支払時期、相手方は適正か。
- (4) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払等）及び精算等の手続は適時、適正に行われているか。
- (5) 旅費計算は適正か。
- (6) 物品の不要不急の購入はないか。

3 契約関係

- (1) 関係法令に基づき処理されているか。
- (2) 契約締結及び契約変更の時期は適正か。
- (3) 随意契約の場合、その理由は適正か。
- (4) 議会の議決を要する契約について、議決前に着手しているものはないか。
- (5) 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
- (6) 履行期限は守られているか。また、完了報告の時期は適正か。

4 人事管理

- (1) 職員の休暇、職務免除等の手続きは適正か。
- (2) 職員の時間外勤務の管理は適正か。
- (3) 臨時職員や嘱託員の任用は適正に行われているか。
- (4) 臨時職員や嘱託員の通勤手当の算定に間違いはないか。
- (5) 臨時職員や嘱託員の給与の支給内容及び支給日は適正か。

第7 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業の執行については、指摘事項（法令、条

例及び規則に違反し、要綱に則った処理がなされておらず、事務処理が著しく適切を欠くと認められるなど）、注意事項（特に注意を要すると認められるもの）や要望事項（事務事業で改善する必要があると認められるもの）を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局・機関に口頭指導をしたので記述を省略した。

各対象部局・機関における個別の指摘事項、注意事項及び要望事項は、以下のとおりである。

[生活環境部]

〔下水道管理課〕（注意事項3件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

- ・窓口におけるコピー代の取扱いにおいて、市指定の納入通知書作成用エクセルデータによる管理を行っていた。今後は出納簿を作成されたい。
- ・修繕工事請負契約において、支出負担行為の起票遅れが見受けられた。今後は当該契約を締結した際に、速やかに起票し、適正な事務の執行に努められたい。
- ・郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

〔下水道整備課〕

特に指摘事項はない。

[教育局]

〔教育総務課〕

特に指摘事項はない。

〔学務課〕

特に指摘事項はない。

〔教育施設課〕

特に指摘事項はない。

〔健康教育課〕（指摘事項 1 件、注意事項 2 件）

（指摘事項）

（仮称）谷田部学校給食センター附帯工事に係る契約事務において問題のある行為が見受けられた。工事発注業務において、工事完了後に契約書を取り交わすという行為であり、諸手続等についても同様であること及び契約書に記載された契約締結日より工期を大幅に遡らせたことなど、地方自治法第234条第5項（契約の締結）、つくば市契約規則第30条（契約書の作成）に抵触する不適切な行為と批判されても仕方のない行為であった。

予算の不足額についても補正予算を検討したようだが、時間的な問題で早急に予算を確保する必要があったとの理由により、通常では例を見ない多額の予算流用で対応した。

通常、事業予算を確保する場合は議会の議決が必要であり、今回の事案においても、工事現場において想定外のことが発生し、時間的な制約の中で工事を進めざるを得なかったことを思料しても、専決処分とした上で次の議会で報告することも不可能なことではなかったと推察される。

今後は、これまで以上に適正な事務処理の徹底を図るとともに、今回のような事案については、補正予算案を議会に提案し議決を経るか若しくは専決処分し議会に報告するなど、予算確保及び議会对応について十分な検討をされたい。

（注意事項）

- ・修繕及び業務委託契約において、支出負担行為の起票遅れが見受けられた。今

後は当該契約を締結した際に、速やかに起票し、適正な事務の執行に努められた
い。

・郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤が見受けられた。今後は受払
簿の残枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

〔教育指導課〕

特に指摘事項はない。

〔特別支援教育推進室〕

特に指摘事項はない。

〔生涯学習推進課〕（注意事項1件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

業務委託契約において、支出負担行為の起票遅れが見受けられた。今後は当該
契約を締結した際に、速やかに起票し、適正な事務の執行に努められたい。

〔文化財課〕

特に指摘事項はない。

〔出先機関〕

〔大穂窓口センター〕

特に指摘事項はない。

〔筑波窓口センター〕

特に指摘事項はない。

〔大穂相談センター〕

特に指摘事項はない。

〔筑波相談センター〕

特に指摘事項はない。

[大穂交流センター]

特に指摘事項はない。

[筑波交流センター]

特に指摘事項はない。

[働く婦人の家]

特に指摘事項はない。

[大穂保健センター]

特に指摘事項はない。

[健康増進施設いきいきプラザ]

特に指摘事項はない。

[大穂保育所] (要望事項1件)

特に指摘事項はない。

(要望事項)

切手・ハガキの取扱いについて、切手受払簿がシート1枚で額面総額での管理を行っていた。切手種別ごとの前年度末残枚数（現年度への繰越枚数）や受払履歴が把握しにくい状況であった。今後、受払簿は切手種別ごとにシートを作成するとともに、受払簿の残枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

[小田保育所]

特に指摘事項はない。

[沼田保育所]

特に指摘事項はない。

[小田児童館]

特に指摘事項はない。

[筑波ふれあいの里] (注意事項2件、要望事項2件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

・つくば市筑波ふれあいの里条例第10条第1項の規定に基づき前納されるべき施設の使用料において、使用後に納付されていた事例が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

・業務委託契約において、支出負担行為の起票遅れが見受けられた。今後は当該契約を締結した際に、速やかに起票し、適正な事務の執行に努められたい。

(要望事項)

・筑波山麓自然学校運営事業の業務委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、法に基づいた手続きを行ってはいるが、今後は一般競争入札の導入も視野に入れ検討することを要望する。

・筑波ふれあいの里は、市にとって貴重な財産であることから、指定管理者制度による民間活力の導入などを視野に入れながら、引き続き適正な管理と有効活用に努められたい。

[クリーンセンター]

特に指摘事項はない。

[大穂学校給食センター]

特に指摘事項はない。

[筑波学校給食センター]

特に指摘事項はない。

[中央消防署桜分署]

特に指摘事項はない。

[北消防署]

特に指摘事項はない。

[北消防署筑波分署]

特に指摘事項はない。

〔オンブズマン事務局〕

特に指摘事項はない。

〔教育機関〕

〔大穂幼稚園〕

特に指摘事項はない。

〔筑波幼稚園〕

特に指摘事項はない。

〔大曾根小学校〕

特に指摘事項はない。

〔要小学校〕（注意事項1件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

〔大穂中学校〕

特に指摘事項はない。

〔教育相談センター〕（注意事項1件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

嘱託員の通勤届において、更新時に口頭での確認のみで、通勤届の再提出が漏れていた事例が見受けられた。今後は適正な事務処理に努められたい。

〔総合教育研究所〕

特に指摘事項はない。

監査に関する結果報告は以上のとおりであるが、地方自治法第199条第10項の規定により、次のとおり意見（要望）を申し添える。

〔職員の配置等について〕

市民第一の市政による「世界のあしたが見えるまち」を目指し、つくば市が抱える諸課題の解決及び高度化・複雑化する行政課題への対応が求められる中、特定の部署においては、休暇取得が困難な状況や時間外勤務の増加などの傾向が見られ、専門性の高い職員配置の必要性も垣間見られた。

今後も更なる職員の働き方改革の推進及び健康管理と快適な職場環境を形成する観点からも、仕事量や勤務状況を的確に把握しながら、引き続き適正な職員配置に努められたい。（人事課扱い）